

## JGAP 審査員規約

本規約は、一般財団法人日本 GAP 協会（以下「協会」という）に登録された、JGAP 上級審査員、JGAP 審査員および JGAP 審査員補（以下まとめて「審査員」という）に適用される。ASIAGAP 上級審査員、ASIAGAP 審査員、ASIAGAP 審査員補はそれぞれ JGAP 上級審査員、JGAP 審査員、JGAP 審査員補として活動することができ、本規約が適用される。

（心得）

第 1 条 審査員は、JGAP の理念を尊重し、農場に対して誠実な審査を行う。

- 2 審査員は、「JGAP 総合規則」（以下「総合規則」という）を十分に理解し、遵守に努める。
- 3 審査員は、「JGAP 管理点と適合基準」の十分な理解に努める。
- 4 審査員は、審査のための知識向上に努める。

（審査員の登録、継続）

第 2 条 「審査員」とは【農産物】および【家畜・畜産物】それぞれの「総合規則」に定める審査員の登録要件を満たし、協会に登録された者をいう。

- 2 審査員の登録を希望する者は、登録要件が確認できる登録申請書を、JGAP 審査・認証機関に確認の署名・捺印を受けた上で協会に提出する。
- 3 初回の有効期間は登録した月の末日から起算して 1 年後とする。
- 4 登録の継続については、「総合規則」に定める審査員の登録継続要件を満たし、協会に登録された者が「審査員」として認められる。登録継続要件を満たせなかった場合、審査員はその処遇について協会の指導に従う。
- 5 更新後の有効期間は、元の有効期限から 1 年後とする。

（資格の表現）

第 3 条 審査員は、その資格を名刺等に表現することができる。ただし、表現方法は下記の通りとする。

a. 農産物

上級審査員	登録番号 XXXX-a
審査員	登録番号 XXXX-i
審査員補	登録番号 XXXXX-p

b. 家畜・畜産物

上級審査員	登録番号 LXXXX-a
審査員	登録番号 LXXXX-i
審査員補	登録番号 LXXXXX-p

（審査員カード）

----- 一般財団法人日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所ビル 4 階  
TEL: 03-5215-1112 / FAX: 03-5215-1113

第4条 審査員には、協会より「審査員カード」が発行される。本カードは審査員の資格を表すものとして使用し、他の目的に使用してはならない。また複製を許可しない。

(資格の譲渡等の禁止)

第5条 審査員は、その資格を第三者に譲渡、提供、転貸、または代理使用してはならない。

(登録の取消し)

第6条 審査員の登録の取消しは、「総合規則」に定めるところによる。

(活動の範囲とその責任)

第7条 審査員は、JGAP 審査を実施することができる。ただし、是正の確認までの責任を負う。担当できる審査は「総合規則」に定める。

- 2 審査員は上記活動を行うにあたっては「総合規則」に定める審査員の独立性と守秘義務を遵守しなければならない。
- 3 審査員は上記活動について自己責任の下で行い、協会は一切の責任を負わない。ただし、上記の審査は、JGAP 審査・認証機関の一員としてのみ行うことができ、個人で行うことはできない。実施した審査の責任は JGAP 審査・認証機関が負う。
- 4 審査日から起算して前後 3 年以内は、審査を担当する（した）農場・団体に対しコンサルティングを行ってはならない。

(個人情報取扱い)

第8条 審査員は、審査及び指導、コンサルティングで知り得た個人情報の取扱いに十分配慮する。

- 2 協会は審査員の個人情報を JGAP 審査の信頼性確保の目的でのみ使用し、他の目的では使用しない。

附則

本規約は 2019 年 1 月 1 日より施行する。

改定日

- 第1改定日：2010年7月1日
- 第2改定日：2011年10月30日
- 第3改定日：2015年4月6日
- 第4改定日：2017年4月26日
- 第5改定日：2017年6月2日
- 第6改定日：2017年10月17日
- 第7改定日：2018年11月27日

一般財団法人 日本 GAP 協会

----- 一般財団法人日本 GAP 協会 -----

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29 日本農業研究所ビル4階  
TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113